

令和 7 (2025)年度第 3 回 栃木県地域医療対策協議会	資料 1－1
令和 7 (2025)年12月15日（月）	

令和 8 （2026） 年度県養成医師派遣方針 （案）

とちぎ地域医療支援センター
医療政策課

1. 概況

- 令和 8 年度の県養成医師数は135名*となる見込みであり、R 8 .4.1時点の派遣内訳は次のとおり
- ①病院等派遣 79名（病院等76名、診療所3名） ②大学研修等 48名（専攻医等18名、研修医30名） ③行政機関 3 名
- ④派遣先未定 1名（体調不良者）※他産育休 4 名 *県職員採用を行わない修学資金制度で養成した医師 6 名（専攻医・研修医）を除く

2. 令和 8 年度派遣の基本的な考え方

項目	内容
① キャリア形成への配慮	・ <u>原則として専門研修プログラムを履修中の者については研修を優先</u>することとし、その派遣先は基幹施設又は連携施設とする。 《参考》 各基幹施設の専攻医数：自治医大20名、獨協医大22名、獨協日光 1 名、済生会 2 名 ※連携施設での履修者を含む ・ ただし、へき地医療機関に派遣する医師が不足するなど、地域医療提供体制の確保を優先すべき状況がある場合はこの限りではない。
② へき地診療所等の体制確保	・ <u>へき地医療の確保のため、へき地診療所に対して優先的に医師を 1 名ずつ派遣する（へき地医療拠点病院に派遣し、ローテーション等でへき地医療に従事する場合も含む）。</u> ・ 各病院が地域で担っている役割等を踏まえ、従前からへき地診療所に準じて県養成医師を優先的に派遣してきている那須南病院及び塩原温泉病院に対して過年度と同数程度の医師を派遣するとともに、日光市民病院に対して新たに業務が追加されることを踏まえた医師数を派遣する。
③ 周産期医療提供体制の確保	・ 今後は地域周産期医療機関等を中心に派遣していくこととするが、令和 8 年度も激変緩和のため<u>芳賀赤十字病院、佐野厚生総合病院及び上都賀総合病院に対して過年度と同数程度の医師を派遣する。</u>
④ その他全般的事項	・ 上記のほか、公的医療機関等からの派遣ニーズ及び県養成医師の専門診療科選択や希望勤務地等を踏まえ、派遣先を選定する。（特に、妊娠・出産や子育て等のライフイベントについては最大限配慮する）

3. 令和 8 年度以降における新規派遣・派遣方法の変更（予定）

時期	医療機関	派遣理由
令和 8 年度	へき地診療所	・ <u>足尾地区は人口減少が進行しているものの、近隣医療機関の状況も考慮すると、現状においては引き続き医療機関の維持が必要な地域であるため。</u> ⇒ 日光市民病院※へ県養成医師を派遣し、県養成医師は当該病院における業務として足尾双愛病院及び（仮称）足尾診療所で勤務 ※日光市が指定管理を想定する医療機関 - R8下半期：足尾双愛病院 R9～（仮称）足尾診療所

4. 県養成医師の養成と派遣調整に係る現状と課題

- 養成・派遣に関わるステークホルダーが複数存在すること等により、派遣調整の複雑さ・困難さが増している。

→ **派遣先の優先順位の考え方の整理等について引き続き検討が必要。**

項目	区分	現状	課題・対応状況
派遣ニーズの多い診療科等への対応状況	医師確保・養成	内科：派遣ニーズ41名/養成医師29名	県内の診療科偏在に対応するため、獨協地域枠R 8 入学者から選択できる診療科を主要 8 科とすることとしたが、当該診療科の更なる医師確保を進めるとともに、地域枠の離脱が起こらないよう、地域医療に対する理解をさらに深めていく必要がある。また、地域からは専門内科の派遣ニーズも多いため、各病院の状況を注視する必要がある
	へき地診療への配置	内科以外の診療科（R5:外科、産科、眼科、R6:外科、R7:外科、麻酔科）からも派遣し体制を維持	
	産科医の配置	派遣可能な医師数が横ばいのため、従来から派遣している医療機関の体制維持に留まっている	
専門研修及び自治医科大学の従事要件等による影響	派遣先の限定	専門研修プログラムごとに派遣先（研修先）が一定程度限定される	各施設における指導・サポート体制等を、医師育成・派遣に係る関係者と把握・共有することを通じて、各専門プログラムにおける連携施設の拡充、相互乗り入れ等について検討していく必要がある 専門医取得後の派遣に当たって、県以外の派遣元となる大学等と一層の連携を図る必要がある
	派遣先の調整	県内の医療体制は2大学からの派遣でまかなわれている部分が大きく、各大学医局と協議しながら派遣調整を行っている	
	自治医科大学の従事要件	原則へき地医療機関に4.5年以上勤務することが返還免除要件となっている	
各地域の医療体制	県北・塩谷地域	県北（三次救急の強化）や塩谷（内科・救急等の医療確保）で体制の充実が求められている	救急医療を始めとする地域の医療提供体制が、継続的に確保されるよう、医師養成・派遣のあり方を見直すとともに、地域の実情に応じた医療機能の分化・連携・集約等について検討する必要がある
	両毛地域	三次・二次救急の強化が求められている	
その他	大学病院への派遣	大学病院でも医療提供体制の確保のために派遣が必要な診療科（産科、NICU等）がある	専攻医以外の県養成医師の派遣条件等について、引き続き整理・検討していく必要がある
	派遣先医療機関等の検討	県養成医師の派遣対象となっていない医療機関等からの派遣要望がある	既に派遣対象となっている医療機関等からの派遣要望にも十分な対応ができていない状態である 診療科偏在対策、派遣医師数の確保について検討する必要がある
	個別事情への配慮	メンタル不調等個別事情を抱える医師あり	派遣自体が困難となるケースあり

5. 令和8年度の県養成医師の状況 ※関係機関と調整中のため、派遣・研修予定者数は今後変更となる可能性があります。

(1) 病院（大学での研修を除く）及びへき地診療所への派遣予定者数

令和7年4月：73名（病院等70名、診療所3名）→ 令和8年4月：79名（病院等76名、診療所3名）

※養成医師の増加に伴い、地域の医療機関に派遣する医師は徐々に増加（R7→R8で6名増加）

- ・育休・休職者等：5名（うち3名はR8年度内に育休から復帰予定）
- ・大学(専門研修等)への派遣：48名・臨床研修：30名
- ・R7年度中退職者：0名
- ・R7年度末退職予定者：6名【内訳：①義務明け6名】

(2) 臨床研修予定者数（令和8年4月1日現在）

卒後年数	自治医大卒医	獨協医大地域卒卒医	備考
1年目	5名（男性2名、女性3名）	9名（男性5名、女性4名）	
2年目	6名（男性3名、女性3名）	10名（男性7名、女性3名）	

(3) 大学病院における専門研修の予定者数（令和8年4月1日現在）

プログラム年数	自治医大卒医	獨協医大地域卒卒医
1年目	1名（男性1名）	7名（男性5名、女性2名）
2年目	1名（女性1名）	1名（男性1名）
3年目	3名（男性1名、女性2名）	1名（女性1名）

【参考】県職員採用でない修学資金貸与者（貸与期間の1.5倍の期間を県内で勤務することが要件） ※令和8年4月1日現在
2名(卒後1・2年目)が臨床研修を、4名(卒後3～5年目)が専門研修を県内で実施予定

公的医療機関等における令和8年度県養成医師の派遣希望

令和7年5月_医療政策課調査

医療機関	診療科															計
	内科	外科	整形	産科	麻酔	小児	救急	総診	精神	脳外	泌尿	眼科	病理	皮膚	リハ	
A	3	2	1	1	1											8
B	3	1				1		2		1						8
C	1	1	1		1			1		1	1	1				8
D									2							2
E	1	2	1	1				1	1							7
F																
G																
H	2	1	1	3												7
I	2											1				3
J	4		1				1									5
K	1	3	1	3	2	2	1									13
L	2	1	1	1		2		1								8
M	3		1													4
N	2							1								3
O	3	2	1	1			1									8
P	4	1	2													7
Q	6	3		2	1	3	2		1	1				1		20
R	3	1	2	3	1				1	1						12
S																
T*																
U*	1	1	1	1	1	1	1			1	1		1	1	1	12
V*																
計	41	19	14	16	6	9	6	6	5	5	2	2	1	2	1	135

派遣希望照会

■調査対象

- ・派遣対象先となり得る公的医療機関等（各へき地診療所、大学病院等を除く）
- ・地対協における御意見を踏まえ、これまで調査対象ではなかった社会医療法人にも希望照会を実施（*）
- ・計22医療機関

(別表) 県養成医師の派遣対象となり得る公的医療機関等の一覧

保健医療圏		医療機関名	公立公的 医療機関	災害 拠点病院	へき地医療 拠点病院	地域医療 支援病院	備考
宇都宮	1	済生会宇都宮病院	○	○		○	
	2	N H O 栃木医療センター		○		○	
	3	J C H O うつのみや病院		○			
	4	栃木県立岡本台病院	○				
	5	栃木県立がんセンター	○				
	6	栃木県立リハビリテーションセンター	○				
	7	N H O 宇都宮病院				○	
県 西	8	上都賀総合病院	○	○	○		
	9	獨協医科大学日光医療センター		○	○	○	
	10	日光市民病院			○		
	11	湯西川診療所	○				
	12	栗山診療所	○				
県 東	13	芳賀赤十字病院	○	○	○	○	
県 南	14	新小山市民病院	○	○		○	
	15	自治医科大学附属病院		○			専門研修の履修に限って派遣
	16	獨協医科大学病院		○			専門研修の履修に限って派遣
	17	とちぎメディカルセンターしもつが				○	
県 北	18	国際医療福祉大学塩谷病院		○			
	19	那須赤十字病院	○	○	○	○	
	20	那須南病院	○		○		
	21	塩原温泉病院					へき地診療所扱い、自治卒医のみ派遣可
両 毛	22	足利赤十字病院	○	○		○	
	23	佐野厚生総合病院	○	○	○	○	
	24	佐野市民病院			○		
	25	飛駒診療所	○				5

栃木県医師修学資金貸与制度の概要

- 県では、県内の2大学等と連携しながら、4種類の医師修学資金貸与制度を運用し、県内で勤務する医師を養成／確保しているところ。
- このうち、自治医科大学栃木県枠、獨協医科大学栃木県地域枠及び旧・医学生修学資金では、医師を県職員として採用し、県の人事権によって県内の公的医療機関等に医師派遣を実施

目的

地域における医師の確保及び医療体制の充実を図る。

施策

医師修学資金貸与制度を運用して、県内で勤務する医師を養成／確保する。

概要

自治医科大学 (栃木県枠)	獨協医科大学 (栃木県地域枠)	慶應義塾大学医学部 (栃木県地域枠)	旧・医師修学資金	新・医師修学資金
▼ へき地を中心に 県全域をカバー	▼ 県全域をカバー 主要8科をカバー	▼ 県全域をカバー	▼ 特定診療科（産科、小児科、救急科等）をカバー	
医師を県職員として採用し、医療機関へ派遣		公的医療機関等の職員として就職し、勤務	医師を県職員として採用し、医療機関へ派遣	公的医療機関等の職員として就職し、勤務

栃木県医師修学資金貸与制度の概要（制度比較表①）

項目	①自治医科大学栃木県枠	②獨協医科大学栃木県地域枠	③慶應義塾大学医学部栃木県地域枠
年間養成数	5～6名 ※通常枠：2～3名 + 地域枠3名（H21～）	10名（H22～）	1名（R8～）
貸与主体	自治医科大学※県からは、大学へ負担金を支出	栃木県	
貸与金額	23,000千円（6年間）	22,000千円（6年間）	22,000千円（6年間）
貸与根拠	自治医科大学医学部修学資金貸与規程	栃木県医師修学資金等貸与条例	
選抜方法	自治医科大学入学試験 ※通常枠学生と地域枠学生との選抜は、自治医科大学医学部入学試験として一体的に実施	獨協医科大学入学試験 ※大学による試験に加え、県による面接を実施	慶應義塾大学医学部入学 ※大学による試験に加え、県による面接を実施
従事要件	貸与期間の1.5倍の期間、県内の公的医療機関等で勤務（初期臨床研修期間を含む）		
	初期臨床研修は、卒業大学で実施 大学卒業後、 県職員として採用し、医療機関へ派遣		初期臨床研修は、栃木県内で実施
	貸与期間の2分の1の期間は、へき地等の医療機関に勤務	原則として、4年間以上は、医師少数区域の医療機関に勤務	－
選択できる診療科	原則として制限しない ※以前は、内科、外科、整形外科、産科、麻酔科、小児科、救急科及び総合診療科の主要8科に限定	現行：原則として制限しない R8入学者～：主要8科限定	原則として制限しない

- 自治卒医については、その身分保障のため、大学からの要請も踏まえて県職員として採用（大学設立時から）
- 自治医大制度と一体的な運用を図ることを目的として、獨協地域枠医師についても県職員採用方式を採用

栃木県医師修学資金貸与制度の概要（制度比較表②）

項目	④ 医師修学資金（旧制度：H20～27）	⑤ 医師修学資金（新制度：H28～）
貸与主体	栃木県	
貸与金額	年額3,000千円 + 入学金1,000千円	
貸与根拠	栃木県医師修学資金等貸与条例	
選抜方法	県による面接審査（全国の医学生が応募可能）	
従事要件	初期臨床研修は、県内の初期臨床研修病院で実施 貸与期間の1.5倍の期間、県内の公的医療機関等で勤務 （初期臨床研修期間は含まない）	
	大学卒業後、 <u>県職員として採用し、医療機関へ派遣</u>	大学卒業後、 <u>県内の公的医療機関等の職員として勤務</u>
選択できる診療科	産科（H20～27）、小児科（H20～22）、 整形外科（H23～24）	産科（H28～）、小児科（R3～）、救急科（R6～）
備考 （研修資金貸与）	—	修学資金の貸与期間が6年未満の場合、修学資金貸与期間と合計で6年を超えない範囲で初期臨床研修中に研修資金の貸与を受けることが可能

- 旧修学資金制度にあつては、自治医大制度に倣って県職員採用方式を採用
- 新修学資金制度では、借受者が医師となった際のキャリア形成と働き方の自由度を高めることを重視し、県職員採用方式を終了
 ※借受者は、初期臨床研修終了後、貸与期間の2倍に2年を加えた期間（通常14年）の間に、貸与期間の1.5倍の期間（通常9年）、県内の公的医療機関等の医師として、勤務すれば良い（猶予期間5年間の過ごし方は自由）